

労災保険指定薬局療養担当契約事項

(昭和 39 年 2 月 20 日付基発第 185 号)

改定 昭和 52 年 10 月 21 日基発 第 585 号
同 61 年 9 月 24 日同 第 554 号
平成 7 年 3 月 31 日同 第 169 号
同 7 年 7 月 25 日同 第 477 号
同 23 年 6 月 24 日基発 0624 第 1 号

(療養の給付等の担当)

1 労災保険指定薬局(以下「指定薬局」という。)は、労働者災害補償保険法第 13 条第 2 項第 2 号、第 22 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 1 号に基づく療養(補償)給付、社会復帰促進等事業に係るアフターケア及び外科後処置のうち、薬剤の支給を行うこと。

(療養の給付請求書等の処理)

2 指定薬局は、傷病労働者から療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(告示様式第 5 号)又は「療養給付たる療養の給付請求書」(告示様式第 16 号の 3)(以下「療養の給付請求書」という。)によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養の給付請求書を提出することができない者については、この限りでないこと。この場合においては、その事由がやんだ後、遅滞なく提出されること。

傷病労働者が、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、年金証書の確認についても同様の取扱いとすること。

傷病労働者から提出された療養の給付請求書は、その者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、その者の年金証書に記載されている給付決定を行った労働基準監督署長(以下「所轄監督署長」という。)に対し、指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)を経由し、提出すること。

また、「労働者災害補償保険薬剤費請求書」及び「薬剤費請求内訳書」(指薬機様式 1 号、2 号)(以下「薬剤費請求書等」という。)については、所轄労働局長に提出すること。

(療養給付等の担当方針)

3 指定薬局は、傷病労働者の診療を担当し医師が交付した処方箋に基づいて調剤をすること。

(所轄監督署長への通知)

4 指定薬局は、傷病労働者が詐欺その他不正行為により薬剤の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を所轄監督署長に通知すること。

(薬剤費の算定)

5 指定薬局が行う薬剤の支給に関する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 59 号)の別表第 3 調剤報酬算定表により算定した額とすること。

(薬剤費の請求)

6 指定薬局は、薬剤の支給に関する費用について、薬剤費請求書等により、毎月分につき、その翌月 10 日までに所轄労働局長に請求すること。

ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には政府はそれに要した費用の全部又は一部を支払わないこと。

- (1) 業務災害又は通勤災害以外の負傷又は疾病に対して薬剤の支給を行った場合
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反して薬剤の支給を行った場合

(アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の請求等)

7 アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の支給に関する費用の請求及びその様式については、それぞれ別に通達で定めるところによること。

(処方箋の保存)

8 指定薬局は、傷病労働者に対する療養の給付に関する処方箋に、療養の給付請求書に記載されている労働保険番号又は年金証書番号及び事業場の名称を記載し、その完結の日から 3 年間保存すること。

(指定期間)

9 指定期間は、指定の日から原則として 3 年とする。ただし、指定期間満了の日前 6 月より同日前 3 月までの間に指定薬局から別段の申し出がないときは、その指定はその都度更新されるものとする。

(標札の啓示)

10 指定薬局は、労働者災害補償保険法施行規則に定める様式第 3 号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消)

11 指定薬局が、次の各号の一に該当する場合には、所轄労働局長はその指定を取り消すことができる。

- (1) 薬剤の支給に要した費用の請求については、不正行為があったとき
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反したとき
- (3) その他指定薬局として存続させることが不相当と認められる行為のあったとき

(変更の届出)

12 指定薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を所轄労働局長に届け出ること。

- (1) 薬剤を廃止、休止若しくは薬局を再開したとき
- (2) 管理薬剤師に異動があったとき
- (3) 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
- (4) 薬局の名称が変更されたとき
- (5) 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき

(施行期日等)

13 平成 23 年 6 月 24 日付け基発 0624 第 1 号による改正後の本契約事項は、平成 23 年 10 月 1 日から実施し、施行日前に指定した指定薬局にも適用する。

ただし、施行日前に指定した指定薬局であって、外科後処置に係る薬剤の支給を行わない場合には、所轄労働局長に書面による申し出を行うことで、本契約事項を適用せずなお従前の例によることとする。